

2017年4月10日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第441号）

# 国家外貨管理局、 銀行に通関申告電子情報審査の強化を要求 規定違反の貨物貿易企業に識別注記も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2017年4月4日付で『銀行が展開する貿易書類審査関連業務の利便化についての通達』（匯発[2017]9号、以下『9号通達』という）を公布しました。全国の銀行に通関申告電子情報を開放し、貨物輸入企業の対外外貨支払に対する真実性審査を銀行によって強化することを定めています。さらに、規定違反の貨物貿易企業に対して銀行は識別を注記し、「システム」を通じて全国の銀行に公開するとしています。『9号通達』は、2017年5月1日より施行されます。

### □ 銀行による真実性審査を強化

2012年、国家外貨管理局は税関総署、国家税務総局との連名で『貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告』（国家外貨管理局公告2012年第1号、以下『1号公告』という）<sup>1</sup>を公布、「貨物貿易外貨モニタリングシステム」（以下「システム」という）と呼ばれる「システム」を導入し、これを利用することで企業の貨物流と資金流との一致性に対して定期的に総量確認検査を行う制度を設けました。さらに、貿易に従事する企業をコンプライアンス性に基づいてA類・B類・C類に分類し、リスクが低いと認められるA類企業に対しては利便化措置を採るとしていました。

一方、今回の『9号通達』は現行（『1号公告』）の規定に加え、全国の銀行に「システム」の「通関申告情報検査」モジュールを開放し、銀行が貨物輸入企業による1件で10万米ドル相当以上（10万米ドルを含まない）の対外外貨支払業務を取り扱う際には、原則としてそのモジュールを通じて相応する輸入通関申告電子情報に対する検査手続を取り扱わなければならない等（第1条）と規定しており、銀行による真実性の審査を強化しています（図表1参照）。ただ、通関手続が発生しない一般的なオフショア

<sup>1</sup> 『貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第229号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0233-XF-0102.pdf>



また、銀行の操作ミスにより企業に誤った識別がなされた場合、銀行内部の審査・批准を経た後、銀行は関連企業の識別情報を取り消すことができます（同上）。

\*

『9号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

## 国家外貨管理局

### 匯発[2017]9号

#### 銀行が展開する貿易書類審査関連業務の利便化についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

銀行による貿易の真実性審査業務の展開をさらに利便化し、貿易利便化の水準を高めるため、『中華人民共和国外貨管理条例』等の規定に基づき、国家外貨管理局は銀行に貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）（以下「システム」という）の「通関申告情報検査」モジュールを開放することを決定する。ここに関連事項を以下のように通知する。

- 1、1件で10万米ドル（10万米ドルを含まない）相当以上の貨物貿易の対外外貨支払業務（オフショア転売取引業務を除く、以下同）を取り扱う場合、銀行は現行の規定に基づき関連取引書類を審査する基礎の上に、原則としてシステムの「通関申告情報検査」モジュールを通じて、相応する輸入通関申告電子情報に対して検査手続を取り扱うこと。銀行は企業の対外外貨支払業務の真実性・合法性を確認できる場合、検査手続を取り扱わなくてもよい。  
1件で10万米ドル相当以下の貨物貿易の対外外貨支払業務を取り扱う場合、銀行は「顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす」原則に基づき、自主的にシステムを通じて相応する輸入通関申告電子情報に対して検査手続を取り扱うかどうかを決定することができる。
- 2、企業は貨物貿易の対外外貨支払業務を取り扱う場合、銀行に真実の通関申告情報を提供しなければならない。
- 3、銀行は以下の方式に基づきシステムにおいて輸入通関申告電子情報の検査手続を取り扱わなければならない。
  - (1) すでに輸入通関申告手続が完了した場合、銀行は貨物貿易対外外貨支払業務を取り扱う日から5営業日以内に、今次の貨物貿易の対外外貨支払金額に基づき、システムで検査手続を取り扱うこと。
  - (2) 輸入通関申告手続が完了していない場合、銀行は企業に通関申告手続を完了した日（すなわち輸入期日、以下同）から40日以内に相応する通関申告情報を提供するよう要求し、合わせて今次の貨物貿易対外外貨支払金額に基づき、システムで検査手続を補足しなければならない。

- (3) すでに輸入通関申告手続が完了したが、企業が合理的な原因により遅滞なく通関申告情報を提供できない場合、銀行は取引の真実性・合法性を確認した後、そのために外貨支払業務を取り扱い、企業が通関申告手続を完了した日から40日以内に検査手続を補足すること。上述の確かに通関申告情報を提供できない場合に対して、銀行はシステムで当該外貨支払業務に対して記録を行わなければならない。
  - (4) 積荷過不足等の合理的な原因により貨物貿易の実際の対外外貨支払金額が通関申告金額を上回る場合に対して、銀行はシステムで検査手続を取り扱うとき、原因を注記しなければならない。
- 4、下記のいずれかの状況が存在する企業に対して、銀行は逐一システムで企業に対して相応の識別を注記し、企業の識別情報はシステムを通じて全国の銀行に開放しなければならない。
- (1) 規定の期限内において通関申告情報を提供していない、かつ合理的な解釈のない場合。
  - (2) 通関申告情報の重複使用が疑われ、かつ合理的な解釈のない場合。
  - (3) 虚偽の通関申告情報を使用した疑いがある場合。
  - (4) その他の識別を注記する必要がある場合。
- 企業の識別情報の保存期限は24カ月とする。銀行の操作ミスにより企業に誤った識別がなされた場合、銀行内部の審査・批准を経た後、銀行は関連企業の識別情報を取り消すことができる。
- 5、データ伝送が不完全等の原因によりシステムに相応する輸入通関申告電子情報が欠落する場合に対し、銀行は取引の真実性・合法性を確認した後にそのために外貨支払業務を取り扱い、合わせて遅滞なくシステムで検査手続を補足すること。システムで輸入通関申告電子情報が一貫して欠落する場合、銀行はシステムで当該外貨支払業務に対して記録を行わなければならない。
- もし、システムに正常に登録できない等の状況が出現する場合、銀行は『国家外貨管理総合司貨物貿易外貨管理応急業務の適切な遂行に関する問題についての通達』（匯綜発[2012]123号）の規定に基づき取り扱わなければならない。
- 6、銀行は本通達の規定に基づき遅滞なく関連業務の内部統制制度を改定し、合わせて企業の輸入通関申告電子情報データの安全を保障しなければならない。
- 7、国家外貨管理局およびその分支機構（以下「外貨局」という）は銀行に対して検査業務の指導を適切に遂行し、遅滞なく出現した問題を解決し、同時に不定期に銀行の検査業務の実施状況を

に対して確認検査を行うことができる。

- 8、本通達の規定に違反する場合、外貨局により『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき法により処罰する。
- 9、本通達は国家外貨管理局が解釈に責任を負い、2017年5月1日より施行する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局（支局）、地方性商業銀行および外資銀行に転送しなければならない。各中資銀行は本通達を受け取った後、遅滞なく下部の分支機構に転送しなければならない。執行の過程において問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

特にここに通知する。

(中国語原文)

**国家外汇管理局**  
**汇发〔2017〕9号**  
**关于便利银行开展贸易单证审核有关工作的通知**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为进一步便利银行开展贸易真实性审核工作，提升贸易便利化水平，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等规定，国家外汇管理局决定向银行开放货物贸易外汇监测系统（银行版）（以下简称系统）“报关信息核验”模块。现将有关事项通知如下：

- 一、办理单笔等值 10 万美元（不含）以上货物贸易对外付汇业务（离岸转手买卖业务除外，下同），银行在按现行规定审核相关交易单证的基础上，原则上应通过系统的“报关信息核验”模块，对相应进口报关电子信息办理核验手续；银行能确认企业对外付汇业务真实合法的，可不办理核验手续。  
办理单笔等值 10 万美元以下货物贸易对外付汇业务，银行可按照“了解客户、了解业务、尽职审查”的原则，自主决定是否通过系统对相应进口报关电子信息办理核验手续。
- 二、企业办理货物贸易对外付汇业务，应向银行提供真实的报关信息。
- 三、银行应按以下方式在系统中办理进口报关电子信息的核验手续：
  - （一）对于已完成进口报关手续的，银行自办理货物贸易对外付汇业务之日起 5 个工作日内，按照本次货物贸易对外付汇金额，在系统中办理核验手续。
  - （二）对于未完成进口报关手续的，银行应要求企业在完成报关手续之日（即进口日期，下同）起 40 日内提供相应的报关信息，并按照本次货物贸易对外付汇金额，在系统中补办核验手续。
  - （三）对于已完成进口报关手续但企业因合理原因无法及时提供报关信息的，银行确认交易真实合法后为其办理付汇业务，在企业完成报关手续之日起 40 日内补办核验手续。对于上述确实无法提供报关信息的，银行应在系统中对该笔付汇业务进行记录。
  - （四）对于因溢短装等合理原因导致货物贸易实际对外付汇金额大于报关金额的，银行在系统中办理核验手续时，应注明原因。

四、对于存在下列情况之一的企业，银行应逐笔在系统中对企业加注相应标识，企业的标识信息通过系统向全国银行开放：

（一）未在规定期限内提供报关信息且无合理解释的；

（二）涉嫌重复使用报关信息且无合理解释的；

（三）涉嫌使用虚假报关信息的；

（四）其他需加注标识的情况。

企业的标识信息保存期限为 24 个月。由于银行操作失误导致企业被误标识的，经银行内部审批后，银行可撤销相关企业的标识信息。

五、对于因数据传输不完整等原因造成系统缺失相应进口报关电子信息的，银行确认交易真实合法后为其办理付汇业务，并及时在系统中补办核验手续。对于系统始终缺失进口报关电子信息的，银行应在系统中对该笔付汇业务进行记录。

若系统出现无法正常登录等情况，银行应按照国家外汇管理局综合司关于做好货物贸易外汇管理应急工作有关问题的通知》（汇综发[2012]123 号）的规定处理。

六、银行应根据本通知规定及时修订相关业务的内控制度，并保证企业进口报关电子信息数据的安全。

七、国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）应做好对银行开展核验工作的指导，及时解决出现的问题，同时可不定期对银行核验工作的实施情况进行核查检查。

八、违反本通知规定的，由外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》依法处罚。

九、本通知由国家外汇管理局负责解释，自 2017 年 5 月 1 日起施行。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。各中资银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

特此通知。

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。